

# お子さんの予防接種の一部が変更されます

6月2日から厚生労働省が定める予防接種施行令の改正に伴い、麻しん及び風しん予防接種の受け方の一部が以下のとおり変更されました。

## 改正前

**1期** 対象：1歳以上2歳未満  
方法：麻しん風しん混合ワクチンを1回接種

\*麻しんや風しんにかかったことのある子どもさんや、麻しん風しんのいずれかの予防接種をされた子どもさんは対象外です。

## 改正後

**1期** 対象：1歳以上2歳未満  
方法：麻しん風しん混合ワクチンを1回接種

\*麻しんや風しんのどちらにかかったことのある子どもさんや、麻しんや風しんのいずれかの予防接種をされた子どもさんも、定期予防接種としてかかっていない又は接種していない予防接種を受けることができるようになりました。

**2期** 対象：5歳児（保育園や幼稚園の年長）  
方法は下記のワクチンを接種。

- \*今までに麻しんにかかったことがあるお子さん 風しんワクチン
- \*今までに風しんにかかったことがあるお子さん 麻しんワクチン
- \*今まで麻しんも風しんにもかかったことがないお子さん 麻しん風しん混合ワクチン
- \*今までに麻しんも風しんにもかかったことがあるお子さん 接種対象外

※医療機関により予防方法が異なりますので「健康・予防接種カレンダー」で確認のうえ、予約・来院して下さい。

なお、1期2期の対象外で予防接種がお済でない子どもさんは、お近くの保健センターにお問い合わせください。

問い合わせ 健康推進課  
☎65-0704 FAX63-4591

**3人目以降のお子さんの保育料が一部免除されます。**

次のすべてに該当する世帯の方は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。

①下記の保育料徴収基準額表でB2階層・C12階層の世帯の方（母子・父子・障がい世帯の認定を受けておられる場合は、B1階層、C11階層）

②小学校卒業までのお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている方（保護者が異なる場合は除く）

③平成18年4月1日現在で、甲賀市内に引き続き1年以上住所がある世帯の方

◆平成18年度 甲賀市保育料徴収基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額） 単位：円		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	6,300	4,200	4,200
C12	A及びD1～D6階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割額のみ（所得割の額のない世帯） 9,900	7,800	7,800
C22	所得割の額のある世帯	15,600	13,200	13,200
D1	A階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	9,000円未満	18,400	16,000
D2		9,000円以上 17,000円未満	21,200	18,800
D3		17,000円以上 64,000円未満	24,000	21,600
D4		64,000円以上 160,000円未満	35,600	29,700
D5		160,000円以上 408,000円未満	48,800	29,700
D6		408,000円以上	48,800	29,700

問い合わせ  
児童福祉課 保育所係  
☎ 65-0706  
FAX 63-4085

平成18年7月31日(月)まで

### 手続き期限

**手続き方法**  
保育料免除申請が必要です。  
該当する方には7月中旬までに個別に通知します。該当すると思われる方で通知が届いていない方はご連絡ください。

## 7月は「青少年の非行問題に取り組む強調月間」

地域の子どもは地域で守り育てましょう！

### 子どもが

様々な生活体験などを通して、人や自然と関わりあえる場面を増やしましょう。

### 親が

子育てや子どもの育成環境づくりを通して、様々な人と関わりあう場面を増やしましょう。

### 地域全体が

大人や事業者などが、ときに励まし、ときに注意や助言をすることにより、地域の連帯感と教育力を高めましょう。（「地域のおじさん、おばさん運動」を展開しましょう）



甲賀市教育委員会生涯学習課 青少年対策室  
甲賀市青少年育成市民会議

問い合わせ 生涯学習課 青少年対策室  
☎ 86-8022 FAX 86-8380